

議案第20号

天理市男女共同参画プラザ条例の一部改正について

天理市男女共同参画プラザ条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市男女共同参画プラザ条例の一部を改正する条例

天理市男女共同参画プラザ条例（平成10年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市市民活動交流プラザ条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の自主的な参加による営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）並びに女性の職業生活における活躍及び男女共同参画社会の促進に関する活動を支援するとともに、市民相互の交流の場を提供するため、本市に市民活動交流プラザを設置する。

第2条中「男女共同参画プラザ」を「市民活動交流プラザ」に、「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ（以下「プラザ」という。）」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中第2号を削り、第3号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2） 市民活動に関することを目的として使用するとき。

（3） 女性の職業生活における活躍若しくは社会的地位の向上又は男女共同参画社会の促進に関することを目的として使用するとき。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項第2号中「第5条各号」を「第4条各号」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表中「第4条、第6条関係」を「第3条、第5条関係」に、「天理市男女共同参画プラザ」を「天理市市民活動交流プラザ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(天理市ボランティアセンター条例の廃止)

2 天理市ボランティアセンター条例（平成21年3月天理市条例第1号）は、廃止する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第32号を削り、第33号を第32号とし、第34号から第59号までを1号ずつ繰り上げる。

別表備考第3項中「第32号から第34号まで、第36号から第55号まで及び第59号」を「第32号、第33号、第35号から第54号まで及び第58号」に改める。